

新潟市告示第 387 号

徴収事務の委託について

新潟市亀田駅駐車場条例施行規則（平成 19 年新潟市規則第 18 号）第 8 条の規定に基づき、徴収事務を委託した旨を、次のとおり告示します。

平成 31 年 4 月 5 日

新潟市長 中 原 八 一

1. 駐車場の名称 亀田駅東口駐車場及び亀田駅西口駐車場
2. 委託期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
3. 委託を受けた者 新潟市中央区月町 1988 フレンジィビル 104 号
株式会社スペースアイ 代表取締役 石井伸明